

福祉医療費受給者証（更新）について

現在お持ちの福祉医療費受給者証の有効期限が「令和6年7月31日」となっている方は、8月以降使用できなくなるため、更新の対象者には、7月末までに「新しい受給者証」を郵送します。また、所得制限により非該当となる方には非該当通知にて、お知らせしています。

ただし、町で令和5年中の所得が把握できない方（1月2日以降の転入等）は、前住所地の所得課税証明書が必要となりますので、該当する方は別途通知にてご案内しています。

■福祉医療制度とは？

福祉医療制度とは、心身の健康保持と生活の安定を図るための医療費助成制度です。受給者証を医療機関の窓口で提示すると、医療費の自己負担分（保険適用分）が助成されます。

■福祉医療費を受給するには？

受給要件に当てはまる方は役場窓口へ申請してください。

- 必要なもの…健康保険証、身体・精神障害者手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証（お持ちの方のみ）

■住所等が変わったら？

住所・氏名・健康保険等に変更があった場合は届け出てください。

- 必要なもの…健康保険証（健康保険変更の場合）

■医療機関で医療費を請求された場合には？

- ・予防接種や診断書作成など、保険適用外の料金について福祉医療（マル福）は対象となりません。
- ・県外の医療機関を受診した場合は、いったん医療費をお支払いになり、後日役場窓口で払い戻しの手続きをしてください。
- 必要なもの…健康保険証、領収書、振込口座通帳

児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給されている方へ 今年度の現況届の提出締切は8月30日です

手当を受給されている方は、毎年8月の現況届が義務付けられています。

※支給停止となっている方も必要です。

未提出の場合、手当の支給停止・受給資格の消滅となりますので、お忘れのないようお願いいたします。また、婚姻や年金受給等により受給資格を喪失した場合は、速やかに届け出てください。

【児童扶養手当】

ひとり親家庭、もしくは父母のいない児童の養育者に支給される手当

【特別児童扶養手当】

身体または精神に障害のある児童を養育している方に支給される手当

出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン

ひとり親の方向けに、ハローワーク能代が八峰町役場へ臨時相談窓口を設置します。求人情報の案内、職業訓練の案内、履歴書の点検やアドバイスなど、就職に関する悩みや不安のご相談に対応いたします。詳しくは、今年の現況届の案内通知に同封するリーフレットをご覧ください。

- ◆臨時窓口開設日 8月13日(火) 9:00～12:00
- ◆窓口設置場所 八峰町役場 2F 会議室1（現況届提出時にご案内いたします）

■問合せ先 福祉保健課 保険年金福祉係 ☎76-4608

～安全・安心な地域社会づくりのために～

第2回 保護司の活動内容と保護司のなり手不足について

保護司の活動内容について

保護司の活動内容は、保護観察所からの依頼による活動と、地域の保護司の一員としての活動に大まかに分けられ、具体的には下記のようになります。

保護観察所からの依頼による活動	地域の保護司の一員としての活動
① 保護観察となった人への助言や指導	③ 地域での犯罪予防のための啓発や宣伝活動
② 刑務所や少年院に入っている人の出所後の生活環境の調整	④ その他犯罪予防のための自治体など関係機関・団体との連携・協力

保護司になると、住居地を管轄する保護観察所に配属され、地域の保護司組織（保護司会）に所属し、活動していくことになります。

保護司会と同様の団体に「更生保護女性の会」や「BBS会」、「更生保護法人」といったボランティア団体もあります。

経験年数などに応じて保護観察所が研修を行うほか、保護司会でも自主的に研修を行っています。また、保護観察や矯正施設入所者の生活環境の調整などは、専門官である保護観察官のアドバイスを受けながら、保護観察官と協働して行います。

保護司のなり手不足について

保護司の活動についてご紹介してきましたが、昨今、保護司のなり手不足が深刻化しています。保護司法による定数は全国52,500人と定められていますが、実人員は令和2年に47,000人を下回りました。令和2年2月に「保護司の適任者確保のための緊急行動宣言」が発出され、総力をあげて保護司の適任者確保の取組を推進することとされています。

保護司の任期は2年間で、最初の委嘱の際に66歳未満の方でその他条件を満たした方が保護司になることができます。また、76歳までは再任することが可能です。

全国的な保護司不足のなか、安全・安心な地域社会づくりへ貢献する保護司の活動について、地域をあげてのご理解とご協力をお願いいたします。

■問合せ先 防災町民課 町民サービス係 ☎76-4614